

## 第 17 回サービス統計・企業統計部会における質疑回答等について

質 問	回 答
<p>調査品目は現行 530 品目となっているが、調査品目数の変遷を示してもらいたい。</p> <p>なぜ 530 品目なのか。小売物価統計で調査品目を取る基準はどのくらいなのか。例えば、海外ではどうなっているのか。</p> <p>世の中にどれだけの品目があってそのうちの 530 品目なのか。品目を減らしても C P I の精度が維持できるのならもっと減らしてはどうか。</p> <p>調査対象事業所が 28,000 事業所なのはどうしてなのか。もっと減らせないのか、増やすとどうなるのか。</p> <p>調査対象の借家の 25,000 世帯はどうか。借家の中でどの程度のウエイトをキープしているのか。</p>	<p>小売物価統計調査の変遷は、【別紙】のとおり。</p> <p>調査品目は【資料 2 - 7】に記載の基準に従い、家計の消費生活上重要な品目を選定することとしており、したがって、調査品目数は、当該基準を満たす品目の数として結果的に得られるものである。</p> <p>なお、欧米主要国における調査品目数は【参考資料 2】に記載のとおりである。</p> <p>全品目数は、品目のくくり方をどのようにするかにもよるため、算出できない。</p> <p>また、【資料 2 - 7】における現行の品目選定の基準は、C P I の精度維持のため設定されたものである。</p> <p>なお、当該基準については、商品の流通状況等を見つつ、妥当性の検証等について今後検討してまいりたい。</p> <p>調査対象店舗等は、原則として、調査品目ごとに、各価格調査地区内で販売数量等の大きい店舗の順に、価格取集数に応じた店舗を選定し、調査店舗（事業所）としている。したがって、調査店舗数 28,000 は、その結果であり、状況に応じて変化するものである。</p> <p>家賃調査については、価格調査地区と同一の市町村において所定の家賃調査地区数分の調査地区を指定し、当該家賃調査地区内に所在する全世帯について民営借家か否かを確認した上、民営借家である場合は調査世帯として指定して調査している。その結果、現在約 25,000</p>

質 問	回 答
	<p>世帯が民間借家として指定されている。</p> <p>なお、全国の民間借家総数は、平成 17 年国勢調査の結果によると約 1,300 万世帯である。</p>
<p>ボウリングゲーム代とか振袖とかは 1 万分の 1 以上の消費支出の割合なのか。</p>	<p>平成 17 年基準消費者物価指数におけるウエイト（全国）は、以下のとおりである。</p> <p>ボウリングゲーム代・・・1 万分の 6</p> <p>振袖・・・・・・・・・・1 万分の 13</p> <p>やかん・・・・・・・・・・1 万分の 1</p>
<p>やかんなどの今回の廃止品目は、5 年前は 1 万分の 1 以上の支出があったのか。</p>	<p>なお、今回の廃止品目に係る平成 17 年基準消費者物価指数におけるウエイト（全国）は、廃止する 15 品目すべてについて、1 万分の 1 以上であった。</p>
<p>消費支出が 1 千分の 1 ではどうなるのか。</p>	<p>1 千分の 1 に品目選定基準を変更した場合、C P I に取りこまれる品目数が極めて少なくなり C P I の精度の面から問題があると考える。</p>
<p>例えば調査品目を 530 品目から 100 品目ぐらい落としても CPI の結果精度が変わらないのであれば、消費支出に占める割合を 1 万分の 2 とか 3 とか変更することにトライしてみてもいいのではないか。</p>	<p>【資料 2 - 7】における現行の品目選定の基準は、C P I の精度維持のため設定されたものである。</p> <p>なお、当該基準については、商品の流通状況等を見つつ、妥当性の検証等について今後検討してまいりたい。</p>
<p>消費支出に占める割合 1 万分の 1 を設定した理由は何なのか。</p>	
<p>国際比較されているが、他の国の品目の選定基準はどのようなものなのか。</p>	<p>【参考資料 2】に記載のとおり。（家計の消費支出上重要度の品目を選定）</p>
<p>現在のバスケットの中身は、今の消費動向を示す財・サービスが入っているとっていいものなのか。そういうチェックはどのようにされているのか。</p>	<p>調査品目は【資料 2 - 7】に記載の基準により家計の消費生活上重要な品目を選定することとしている。</p> <p>また、小売物価調査では、調査品目の品質や機能の差を除いて純粋な価格変化を的確に把握することを目的として、各調査品目について「基本銘柄」（調査すべき商品の機能や品質</p>

質 問	回 答
その時に一番売れているものを調べているのではないのか。	<p>等の規定)を指定した上、調査している。</p> <p>なお、基本銘柄の指定は、「代表性」、「市場性」、「継続性」及び「実地調査の容易性」を満たすようにメーカー情報や業界の資料、市場における出回り状況を基に行っている。</p>
5年間で中の銘柄を変えてしまうと問題は起こらないのか。	<p>上述のとおり、基本銘柄の指定は、「代表性」、「市場性」、「継続性」及び「実地調査の容易性」を満たすようにメーカー情報や業界の資料、市場における出回り状況を基に行っているが、代表性等が変化した場合など、必要に応じて、基本銘柄の改正を行っている。</p> <p>銘柄改正を行った場合は、純粋な価格変化以外の要因がCPIに入り込まないように、適宜品質調整を行っている。</p>
銘柄を指定するというのは、どのような理由で行っているのか。標準的なものを選ぶのか。	<p>小売物価調査では、調査品目の品質や機能の差を除いて純粋な価格変化を的確に把握することを目的として、各調査品目について「基本銘柄」(調査すべき商品の機能や品質等の規定)を指定した上、調査している。</p> <p>なお、基本銘柄の指定は、「代表性」、「市場性」、「継続性」及び「実地調査の容易性」を満たすようにメーカー情報や業界の資料、市場における出回り状況を基に行っている。</p>
集計事項の変更の理由としていずれも安定的でないと言われているが、どの程度振れるのか。現状、どのような形になっているのか。	<p>CPIのうち、東京都区部に係る連鎖基準指数及び中間年バスケット指数については、サンプル数が全国の10分の1程度であり、一部結果についてブレが出る場合がある。</p> <p>なお、東京都区部に係る連鎖基準指数及び中間年バスケット指数は従前より確報時点で公表していたので、先行性はない。</p>
東京都区部の指数は、全国に対し、先行指標として公表しているのではないのか。連鎖基準指数、中間年バスケット指数は先行性という意味はないのか。	
他の法律などで消費者物価指数が使われているという説明があったが、直接、小売物価統計が他の統計や法令に影響を与える面を教え	<p>小売物価統計の集計事項は、「調査品目の価格」と「消費者物価指数」とがあり、御質問は「調査品目の価格」の法令上の利用に係るものと思われる。</p> <p>「調査品目の価格」については、「自動車ガソリン」の都市別の平均価格が、揮発油税等</p>

質 問	回 答
<p>てもらいたい。</p>	<p>の課税の停止・停止解除を判断するための指標として用いる旨、法令上規定されている。</p> <p>平成 22 年度の税制改正の一環として、原油価格の異常高騰が続いた場合は、ガソリン及び軽油に係る揮発油税等の一部課税を停止可能とする措置（トリガー条項）の導入が定められた。それに伴い、小売物価統計調査の「自動車ガソリン」価格は、トリガー条項発動のための指標として法令上規定されている。</p>
<p>鉱工業生産指数は、基幹統計化されることになっている。その場合、生産動態統計調査と切り離されているのか。</p>	<p>【審査官室回答】生産動態統計調査とは切り離されている。</p>
<p>現状で、C P I が基幹統計に入っているのか、入っていないのか。どちらと解釈するのか。</p>	<p>【審査官室回答】</p> <p>C P I は、統計法上、加工統計としての基幹統計として指定されていない。</p> <p>【調査実施者意見】</p> <p>C P I が小売物価統計の一部として、現状、基幹統計として位置付けられていることは、以下の理由から自明と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）」において、【引き続き基幹統計として整備する統計】の一覧に「小売物価統計（消費者物価指数含む。）」と明記されていること。</li> <li>・鉱工業生産指数については、上記「基本的な計画」において、【新たに基幹統計として整備する統計】の一覧にあらかじめ区分されたものであること。</li> <li>・小売物価統計調査の承認事項の「集計事項」は、従前より「(1) 調査品目の価格」及び「(2) 消費者物価指数」で構成されており、基幹統計たる小売物価統計の集計結果に消費者物価指</li> </ul>

質 問	回 答
	数が含まれていること。
<p>仮に小売物価統計調査とC P Iを切り離しても、調査や集計で実際にどのような問題があるのか。</p>	<p><b>【審査官室回答】</b> 切り離したことにより、実際の調査、集計に問題は起こらないと考える。</p> <p><b>【調査実施者意見】</b> 小売物価統計はC P Iを作成することを主な目的とした基幹統計であり、仮に小売物価統計からC P Iを切り離すべきという結論となった場合は、以下のデメリットがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売物価統計調査の主目的は、C P Iの作成であり、その観点から、品目選定などの調査設計がなされている。仮に小売物価統計とC P Iとが切り話された場合、少なくとも理論上は、C P Iの作成方法とは独立に小売物価統計調査の制度設計が可能となり、C P Iの結果精度に悪影響を及ぼすおそれがある。</li> <li>・また、小売物価統計からC P Iを分離した場合、小売物価統計の集計事項は、「調査品目の価格」のみとなり、外見上、小売物価統計の重要性は著しく低下する。その結果、小売物価統計の重要性が調査店舗等に理解されにくくなり、調査実施上、回答状況が悪化し、ひいては結果精度に影響を及ぼすおそれがある。</li> </ul>

質 問	回 答
<p>( 管専門委員 追加意見 )</p> <p>品目数および調査対象事業所、調査対象世帯の標本数及び選定基準の根拠を明らかにすべきである。基準の根拠が明確でない場合は、基準そのものを再検討すべきである。また基準を変更した場合にCPIの精度に与える影響を検討すべきである。もちろん重要な指数なので拙速な改定をすべきではないが、早急に基準を明確にし、それに向かって長期的に努力すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査品目は【資料2 - 7】に記載の基準に従い、家計の消費生活上重要な品目を選定することとしており、したがって、調査品目数は、当該基準を満たす品目の数として結果的に得られるものである。</li> <li>・調査対象事業所(店舗等)は、原則として、調査品目ごとに、各価格調査地区内で販売数量等の大きい店舗の順に、価格収集数に応じた店舗を選定し、調査店舗(事業所)としており、その結果、現在約28,000店舗が調査対象事業所となっている。</li> <li>・家賃調査の調査対象世帯については、価格調査地区と同一の市町村において所定の家賃調査地区数分の調査地区を指定し、当該家賃調査地区内に所在する全世帯について民間借家か否かを確認した上、民間借家である場合は調査世帯として指定して調査しており、その結果、現在約25,000世帯が調査対象世帯となっている。</li> <li>・なお、上記の品目の選定基準及び調査対象事業所・世帯の選定方法については、商品の流通状況や店舗・世帯の立地状況等を見つつ、妥当性の検証等について今後検討してまいりたい。</li> </ul>

## 小売物価統計調査における調査品目数の推移

改正年月		品目数
昭 和	25年 6月	205
	" 8月	202
	27年 8月	206
	31年 1月	214
	" 11月	237
	32年 12月	275
	36年 1月	292
	45年 1月	303
	46年 1月	312
	48年 6月	414
	50年 4月	429
	54年 10月	463
	57年 3月	449
	59年 7月	466
	59年 10月	491
62年 1月	481	
平 成	元年 10月	513
	4年 1月	508
	6年 11月	527
	7年 1月	520
	9年 1月	511
	11年 11月	551
	12年 1月	537
	14年 1月	504
	15年 1月	505
	17年 1月	530
	19年 1月	509
22年 1月	533	